

●香川県公安委員会告示第3号

平成14年香川県公安委員会告示第6号（道路交通法の規定による初心運転者講習を行わせる機関の指定）、平成14年香川県公安委員会告示第7号（道路交通法の規定による運転免許取得者教育の認定）及び平成16年香川県公安委員会告示第8号（道路交通法の規定による取消処分者講習を行わせる機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年4月22日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

1 平成14年香川県公安委員会告示第6号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種類	指定した年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	事務所の名称及び所在地	講習の種類	指定した年月日
株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇 略	略			<u>一般財団法人香川県交通安全協会</u> 高松市郷東町142番地1 <u>遠山建治</u>	<u>香川県自動車学校</u> 高松市郷東町587番地1	<u>普通・普通二輪・原付免許に係る初心運転者講習</u>	<u>平成2年9月1日</u>
				株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇 略	略		

2 平成14年香川県公安委員会告示第7号の一部改正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日	名称及び住所並びに代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	認定をした年月日
					<u>一般財団法人香川県交通安全協会</u> 高松市郷東町142番地1 <u>遠山建治</u>	<u>香川県自動車学校</u> 高松市郷東町587番地1	<u>運転免許取得者教育に関する規則（平</u>	<u>普通車ペーパードライバー教育</u>	<u>平成12年8月16日</u>

株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇	坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号	運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委	略	株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇	坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号	成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。） 第1条第1号に掲げる課程		
						認定規則第1条第2号に掲げる課程	普通二輪・原付ペーパードライバー教育	平成12年8月16日
						認定規則第1条第4号に掲げる課程	高齢者安全運転教育	平成12年8月16日
						認定規則第1条第7号に掲げる課程	普通自動車二輪車教育	平成19年8月27日
						認定規則第1条第8号に掲げる課程	企業等運転者教育	平成12年8月16日
				株式会社坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号 高橋 勇	坂出自動車学校 坂出市西大浜北1丁目4番1号	認定規則第1条第1号に掲げる課程	略	

	員会規則 第4号。 以下「認 定規則」 という。） 第1条第 1号に掲 げる課程 略
略	

			略
略			

3 平成16年香川県公安委員会告示第8号の一部改正
次の表の改正前の欄に掲げる規定と同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日	名称及び住所並びに 代表者の氏名	事務所の名称 及び所在地	講習の種別	指定した 年月日
株式会社寒川自動車学校 さぬき市寒川町石田西1905 番地6 古川清二	寒川自動車学 校 さぬき市寒川 町石田西1905 番地6	取消処分者 講習	平成26年 4月1日	一般財団法人香川県交通安 全協会 高松市郷東町142番地1 遠山建治	香川県自動車 学校 高松市郷東町 587番地1	取消処分者 講習	平成16年 4月1日